

学研災賛助会員大学在籍の学生の皆様へ

海外において安心して充実した留学生生活を送るために・・・

2024年度^{*1}

公益財団法人 日本国際教育支援協会

学研災付帯

45.6% 割引適用

包括割引▲15%
損害率による割引▲36%

海外留学保険



付帯海学は、派遣留学生を応援するために創設されました。

学研災を導入している全国**1,078校**^{*2}の学生を加入対象としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした包括割引と、過去の損害率による割引を適用しております。

^{*1} 出発日が2024年6月1日～2025年5月31日となる留学用です。

^{*2} 2023年3月末時点の学研災賛助会員校数。

補償の概要（※補償項目はお申込みプランにより異なります。）

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.5～6をご確認ください。

ご自身のケガや病気に関する補償

治療・救援者費用保険金

ケガ

留学先でのケガが原因で治療が必要になった場合



病気

留学先での病気が原因で治療が必要になった場合



救援費用

ケガや病気で継続して3日以上入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合



傷害死亡保険金 疾病死亡保険金

留学先でのケガや病気が原因で亡くなった場合



傷害後遺障害保険金

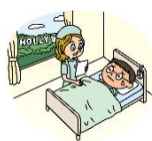
留学先でのケガが原因で後遺障害が生じた場合



保険期間31日まで

応急治療救援費用

旅先で渡航前にかかっていた病気の症状が急激に悪化して治療が必要になった場合



保険期間31日超

歯科治療費用保険金

留学先で歯科治療（除く予防、矯正治療）のため治療が必要になった場合



持ち物に関する補償

保険期間31日まで

携行品損害保険金

保険期間31日超

留学生生活用動産損害保険金

- 携行品が盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合
- 留学先で持ち物が損害を受けた場合

(注1) 携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。
(注2) 携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。



他人にケガ等をさせてしまったときの補償

保険期間31日まで

賠償責任保険金

保険期間31日超

留学生賠償責任保険金

- 人にケガをさせてしまった場合
- 宿泊先の部屋を水浸しにしてしまった場合
- 他人の物を壊してしまった場合



その他の補償

航空機寄託手荷物保険金

航空会社で預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合



航空機遅延保険金

航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合



東京海上日動海外総合サポートデスク ご連絡方法（TSS加入しないの場合）

ご連絡時にお聞きする主な内容

- ①お名前 ②保険証券、保険契約証または被保険者証の番号 ③ご契約の内容または契約タイプ ④現地連絡先と電話番号
- ⑤事故の内容、ケガの状態、病気の症状等 ⑥その他、スタッフをお願いする情報

東京海上日動海外総合サポートデスクへのご連絡方法とご利用上の注意

以下4種のうち、いずれかの方法で**東京海上日動総合サポートデスク**にお電話ください。

A フリーダイヤル

B ダイヤル直通

C 国際コレクトコール

D LINE 無料通話

A. フリーダイヤルが設定されている国・地域からのご連絡方法

以下に記載されている国、地域については、フリーダイヤルを設定しておりますので、東京の東京海上日動総合サポートデスクに直接お電話いただけます。
電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながらないことが多く見られます。この場合にはB～Dのいずれかの方法でご連絡ください。

かけ方 ☎ **滞在されている国・地域のフリーダイヤル番号を押してください。**

- ご注意**
- ・ホテルからお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認の上、外線番号に続けて下記番号を順番に押してください。
 - ・公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注意書き等をご確認の上、下記番号を順番に押してください。
 - ・お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
 - ・弊社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。例えば、以下のような費用はお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。
- ①滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金
 - ②現地の市内通話料金
 - ③ホテル等で別途発生する利用料金

北米	North America
アメリカ合衆国本土 (アラスカを除く)	1-800-446-5571
ハワイ	1-800-446-5571
グアム	1-888-841-7905
サイパン	1-866-666-5127
カナダ	1-800-665-6779
バミューダ諸島	1-800-623-0164

ヨーロッパ	Europe
アイルランド	1-800-55-8166
イギリス	0800-028-6560
イタリア	800-8-70715
オーストリア	0800-281-284

オランダ	0800-022-5777
ギリシャ	00-800-8113-0008
スイス	0800-55-5692
スウェーデン	020-791-027
スペイン	9009981-64
デンマーク	8001-0516
ドイツ	0800-1-811-1391
ハンガリー	06-800-11886
フィンランド	0800-1-181-33
フランス	0800-909634
ベルギー	0800-1-8115
ポルトガル	800-8-811-127
ルクセンブルク	8002-2863
ロシア	810-800-20041081

アジア	Asia
アラブ首長国連邦	800-081-0-0065
イスラエル	1-80-947-8001
インドネシア	001-803-811-0154
韓国	00798-81-1-0068
シンガポール	800-811-0423
タイ	001-800-811-0215
台湾	0080-181-2233
中国	4001-202989
トルコ	00-800-8191-9166
フィリピン	1-800-1-811-0177
香港	800-96-6933
マカオ	0800-449
マレーシア	1800-80-3072

中南米	Central/South America
チリ	1230-020-2474

オセアニア	Oceania
オーストラリア	1-800-146-401
ニュージーランド	0800-44-8461

アフリカ	Africa
南アフリカ共和国	0800-98-3595

B. ダイヤル直通（通話料お客様負担）でのご連絡方法

通常の通話方式で、電話をかける側が電話料金を負担する方式です。
この際、「有料電話でかけている」とこと「折り返しの電話番号」をお伝えいただければ、東京海上日動総合サポートデスクよりおかけ直しいたします。
なお、弊社からおかけ直しした場合の**着信通話**についても、ホテルではサービス料が生じたり、携帯電話では**国際ローミング料**等が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

かけ方 ☎ **東京の東京海上日動総合サポートデスク(03-6758-2460)にかけるときの方法です。**

発信地の国際電話
識別番号 *1

81

3

6758

2460

日本の国番号 市外局番 *2 東京海上日動総合サポートデスク番号

- ご注意**
- *1 国際電話識別番号は、国やホテルなどによって異なりますので、滞在先でご確認ください。また、携帯電話からおかけになる場合には、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
 - *2 市外局番部分（03）の「0（ゼロ）」は付けず「3」からはじめてください。

C. 国際コレクトコール（料金受信人払方式）でのご連絡方法

電話を受ける側が料金を負担するサービスです。現地の国際電話局にダイヤルし、電話局の電話オペレーター（交換手）を呼び出し、以下の番号でコレクトコールのお申込みをしてください。コレクトコールのオペレーターには日本語は通じませんので現地語または英語で依頼する必要があります。

かけ方 ☎ **現地の国際電話局にダイヤルし、コレクトコールを指定したうえで
(81)-3-6758-2460 までご連絡ください。**

D. LINE無料通話でのご連絡方法

LINEアプリを使ってスマートフォンから無料通話ができるサービスです。下記の弊社のWebサイト上に無料通話の発信ボタンがございますので、アクセスしてください。（QRコードでもアクセスいただけます。）
www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/telephone/#anc-2-4

- ご注意**
- ・パケット通信料はお客様のご負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
 - ・東京海上日動海外総合サポートデスクからのお客様のLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡します。
 - ・LINEアプリのトーク機能（チャット）はご利用いただけません。
 - ・お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
 - ・通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
 - ・本サービスは、スマートフォンでご利用ください。
 - ・本サービスは、LINEアプリをインストールしてからご利用ください。
 - ・本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。帰国後の保険金請求に関するお問い合わせは日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル（0120-789-133）をご利用ください。



サービス体制について（事故の際のご対応について）

海外留学中の「困った」を解決する

東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本（東京）で受け付けいたします。

日本語で対応
24時間
年中無休 *1

*1 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話さませんのであらかじめご了承ください。

●各種サービスをご提供するにあたり、必ず被保険者証をご持参ください。

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。

※弊社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供の義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※付帯海学はペットネームであり、サポートデスクでの受付においては、海外旅行保険として受け付けさせていただきます。

※「賠償責任」「留学生賠償責任」については、現地での保険金支払いに関するサービスのご利用はできません。したがって、保険金支払い対象となる費用が生じた場合には、保険の対象となる方に一旦立替払いをしていただき、後日ご請求いただくこととなります。



①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

キャッシュレス・メディカル・サービス*2 *3

海外での病院受診時にお役立ちします！



※ 治療費用について、ご契約の保険契約で保険金をお支払いできる場合に、ご利用いただけます。

*2 疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金*7に関するご注意

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。

なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

*3 治療にかかる費用が少額のとときには病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

*4 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます（2021年6月現在）主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

*5 弊社への受診料請求を了承した病院に限ります。

*6 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

*7 P.5に記載の「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。

病人・ケガ人の
移送手配



救援者の渡航手続き
ホテルの手配



※ご契約の付帯海学で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

- ※1 本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。
- ※2 ご出国前およびご帰国後等、日本からのご利用はできません。



③こころのカウンセリングサービス

カウンセリング

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにてご相談に応じます。ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。（右記QRコードでもアクセスいただけます。）



- ※ 電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご要望に沿えない場合があります。
- ※ ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。



④トラベルプロテクト

快適な留学をお送りいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。

*本頁にはすべてのサービスが記載されているわけではありません。

電話による通訳

言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。



43か国語に対応（2022年2月現在）

※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただくことがあります。

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。



クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。



メッセージの伝達

留学中のお客様に代わって、日本のご親族、在籍大学等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。



ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。



渡航先の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。



補償内容のご説明（保険金をお支払いする主な場合・保険金のお支払額・保険金をお支払しない主な場合）

海外旅行保険のあらましは、主な特約等の概要をまとめたものです。
海外旅行保険普通保険約款および特約は、東京海上日動火災保険株式会社Webサイト
www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/#anc-2
をご確認ください。



※補償項目はお申込みプランにより異なります。保険料表をご確認ください。

保険期間31日まで		保険期間31日超		共通の補償	
保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合		保険金のお支払い額	
ケガをして	傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりたまたに死亡された場合を含みます。）		傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※ 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	
	傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺症に後遺障害が生じた場合		（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の4%～100% ※ 保険期間（保険の「契約期間」）を過ぎ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
病気やケガの治療をして	治療・救済費用保険金	■治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気＊1により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症＊2により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合 ※お支払いする保険金は、1個のケガ、病氣、事故等について、治療・救済費用保険金額の限度となります。また、次のaの費用が「お支払いの対象となり、bはお支払いの対象となりません」。 a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分 ＊1 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、ます。 ＊2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、政令により一類感染症、二類感染症、三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」＊3をいいます。＊4 ＊3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、ます。）であるものに限り、ます。 ＊4 保険の対象となる方が死亡した時点において規定する感染症をいいます。		■治療費用部分 下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は発症の日から、その日を含めて180日以内に必要な費用に限り、ます。） ※日本国内においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設での客室料等を含みます。） ②治療に伴い必要となった通訳入院費、交通費 ③食事、雑費の補填費（ケガの都合のみ） ④入院のため必要となった国内電話料等通話費、b身の回り品購入（1回のケガ、病気について、bについては5万円、aと合計で20万円を限度とします。） ⑤旅行行程遅延処理、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻を受けた金額や負担することを予定していた金額は支払いません。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、おのれ機関より消毒を命じられた場合の消毒費用	
病気をし	疾病死亡保険金	■救済費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりたまたに死亡された場合を含みます。） ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上1ヶ月以上1入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときと見なします） ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生命が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜査・救助活動が必要となる状態と確認された場合等 ※お支払いする保険金は、1個のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額の限度となります。また、次のaの費用が「お支払いの対象となり、bはお支払いの対象となりません」。 a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分 ＊1 午前0時をまたぐ場合は、2人と数えられます。		■救済費用部分 ①救済者・保険の対象となる方、または保険の対象となる方の家族＊2の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ②救済者の居住地までの往復航空運賃等の交通費（乗換3名分まで） ③救済者の宿泊施設での客室料（救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで） ④救済者の通訳手続費、現地でのご機嫌費（合計で20万円まで） ⑤救済者からの移送費用（払戻を受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は引き上げます。） ⑥遗体処理費用（100万円まで） ＊2 6親等以内の血族、配偶者 ＊3 3または3親等以内の血族をいいます。 ＊3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なり、一定の期間の実質共同生活と状態にある方を含みます。（以下の条件をすべて満たすことが普通であると判断できる場合に限り、ます。婚姻とは異なりません。） ①婚姻意思 ＊4を有すること ②同居により家族同様の共同生活を営んでいること ＊4 戸籍上の性別が同一の場合に夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	
肩が痛くて	航空機寄託手荷物保険金	①出発地または乗組地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が出発予定時刻から超過4時間以上発着した、その航空機の搭乗時に航空会社から運搬された手荷物を受取られなかったために、出発予定時刻から超過4時間に衣類、化粧品、その他を有する自分または身回り品の購入責任を負担せざるを得なくなった場合 ②乗組地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が乗組地または目的地に超過4時間以上に航空機の乗降時に航空会社から運搬された手荷物を受取られなかったために、乗組地もしくは目的地に到着してから超過4時間に衣類、生活必需品、その他を有する自分または身回り品の購入責任を負担せざるを得なくなった場合		①「回」の事故につき3万円（定額）をお支払いします。 【ご注意】 ② 搭乗した乗客は原則日本のみで受け付け、日本にて円で支払います。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	
	航空機遅延保険金	①出発地または乗組地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機の搭乗時に超過4時間以上遅延し、その航空機の搭乗時に航空会社から運搬された手荷物を受取られなかったために、出発予定時刻から超過4時間に衣類、化粧品、その他を有する自分または身回り品の購入責任を負担せざるを得なくなった場合 ②乗組地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が乗組地または目的地に超過4時間以上遅延し、その航空機の搭乗時に航空会社から運搬された手荷物を受取られなかったために、乗組地もしくは目的地に到着してから超過4時間に衣類、生活必需品、その他を有する自分または身回り品の購入責任を負担せざるを得なくなった場合		①「回」の事故について、保険の対象となる方が下記のaからdに該当する費用を負担した場合、該当した費用にのびてお支払いの額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 a. 前泊施設の客室料として：お支払い額3万円 b. 交通費 ＊1もしくは遅延したの各種サービス取消料として：お支払い額1万円 c. 食事代として：お支払い額5,000円 ※ 遅延先での各種サービス取消料を除き、左記①の場合は出発地（乗組地変更の場合はその乗組地）、左記②の場合は乗組地において負担し費用に限り、ます。 【ご注意】 ③ 搭乗した乗客は原則日本のみで受け付け、日本にて円で支払います。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	

保険期間31日まで

疾病に関する
応急治療・
救済費用の
担保特約に
治療・救済
保険金

■海外旅行費用部分
海外旅行開始前に発症し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産)またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化により1日以上入院を要した場合は、

■海外旅行費用部分
海外旅行開始前に発症し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産)またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化により1日以上入院を要した場合は、

※前年同日若くて場合は日数入替え。

治療費用部分・検査費用部分共通のご注意

- 症状の急激な悪化とは？
- 海外旅行中に生じることについては保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ※保険金に充当し得ない場合は、1回の旅行につき治療費用部分・検査費用部分分が30万です。
- ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日をきって30日以内に必要なとなればかかる費用はを支払いますの範囲となります。
- ※前年同日若くて場合は日数入替え。

■**治療費用部分**
治療に支払った治療費のうち社会連上妥当と認められ、かつ、同等の療気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

■**収取費用部分**
ご契約者、保険の対象となる方、または療気の発病に伴って通常負担する費用に相当する支出したと認むべき費用で、療気の対象となる方の医療費+3分の1が実際に支払った上記の費用で社会連上妥当と認められ、かつ、同等の療気の発病に伴って通常負担する費用に相当する金額となれば

療気の発病までの往復航空運賃等の交通費（療気発生分3点まで）
療気後の宿泊施設の入室料（療気発生3点から「療気発生1名につき1泊1日分まで」）
③68歳の方の血圧、肥満率等+4までは3級内限りの減額をします。
④婚姻の届出をしていない事実上夫婦関係と同様の事項にある方および戸籍上の性別が同一である方が婚姻している場合の夫を指し、妻を指さない方を含みます。（以下の要件を満たすことが書類等により確認できる場合に限り適用します。離婚とは異なります。）

①婚姻意思を明示すること
②婚姻により夫婦間での共同生活を送ること
⑤戸籍上の性別が異なる場合は夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。

社会連上支払うべき注意をもって選別される収入の状況の変化によること
⑥世帯収入となり得ます。ただし、治療・救済費用保証金額が500万円を下回る場合は、治療・救済費用保証金額を限度とし、世帯収入となります。

また、住居（療気の対象となる方が入院した最終目的の病院または診療所を含みます。）等に帰属しないご家族がいた、

たとえば、

- ・海外旅行終了後に医療機関を訪れる場合
- ・治療または緩和の緩和と目的とする旅行中の場合
- ・海外旅行開始前において、主治医との面談または診療所で医師の診療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含む）
- ・海外旅行中にも支出がその予定にあった次の費用。

たとえば、

- ・通訳、看護士、人工心臓、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に際する費用
- ・インスリンその他の薬理学的緩衝剤の使用に関する費用
- ・温泉療養、処方箋その他の医療費の使用
- ・食料、飲料、衣服、靴、髪型、化粧品、乗車整備、カハララフケティグなどの生活必需品
- ・運動療法、リハビリテーション、その他における物理的療法の費用
- ・健康手帳等およびその他の手術等に際する費用
- ・健康、コックレトヘルズもしくは補綴物の着脱および修理に際する費用または近接する手術その他の治療を促進し得る処置に際する費用
- ・化粧品、美容上の形成手術等に際する費用
- ・不妊治療、その他生殖補助装置に際する費用

保険期間31日まで						
保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合		保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合	
持ち物が損害を受けて	携行品損害 保険金	海外旅行中に携行品*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 *7 携行品とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カン、衣類等の身の回り品をいいます。現金、小切手、クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・乗船・コンタクトレンズ・植木・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフボード等の運動を行つたための用具またはこれらの付属品等を含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸内にある間および別送品は含まれません。【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。 *8この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。		(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*9 ※乗車等は合計で5万円を限度とします。 ※放棄については1回の保険事故に対しては5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、復旧経路を通して携行品損害賠償保険金額が限度となります。 ただし、携行品損害賠償保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等へ預けた手荷物の不審による損害に対する保険限度額を超過して30万円となる場合があります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 *9 賠償額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*10とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*10のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再取得手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合)に限り、また、乗車券、宿泊施設の客室料も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の際に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 *10時価額とは、再取得価額*11から、使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *11再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。		前記①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・ 機体の置き忘れまたは紛失*12 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボートレース、スノードライブ、ハンググライダー操縦等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災・消防・避難処置、空港等の安全確認検査等)での破損は保険の対象となります。) *12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
		海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 *1次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。)*2に与えた損害 ・居住施設内の部屋、館内内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 ・レンタル会社より契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害		損害賠償金の額 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しては保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。		前記③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務旅行に関する(仕事上の)賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損傷について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶*3、車両*3、銃器(空気銃を除きます。)*3の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族*4に対する賠償責任 *2 2万円、水上オートバイは保険金お支払いの対象となります。 *3 レンタルカーを含みます。 なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー 目的で使用のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。 *4 6親等内の血族、配偶者*5または6親等内の姻族をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の事実を備える状態にある方を含みます。(以下の条件すべてを満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。) ①婚姻意思を有すること ②婚姻により夫婦同様の共同生活を遂行すること ③ 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
他人にケガをさせて	賠償責任 保険金					

保険期間31日超					
保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合		保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
持ち物が損害を受けて	留學生生活用動産損害保険金	海外旅行中に生活用動産*3が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 *3 生活用動産とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カン、衣類等の携行品*4または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。 ただし、現金、小切手、クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・乗船・コンタクトレンズ・植木・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフボード等の運動を行つたための用具またはこれらの付属品等および別送品は含まれません。 *4 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。		携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした損害額*5 ※ 乗車券、航空券等については合計で5万円を限度とします。 ※ 旅券については1回の保険事故に対しては5万円を限度とします。 ※ 同一保険年度内の事故に対して、留學生生活用動産損害賠償保険金額を限度とします。 *5 賠償額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*6とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*6のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再取得手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合)に限り、また、乗車券、航空券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の際に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 *6 時価額とは、再取得価額*7から、使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *7 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ スーツケース修理サービスをご利用いただくことで保険金のお支払いにかかることができる場合があります。サービスの詳細内容については海外旅行保険あんさんガイドブック「スーツケース修理サービス」をご利用の場合とご確認ください。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。 ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。	前記①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・置き忘れまたは紛失*8 ・保険の対象となる物の通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災・消防・避難処置、空港等の安全確認検査等)での破損は保険の対象となる。) ・ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品等の価値*9 ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管理類に生じた損害、液体の流出*9 *8置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *9 火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害は保険の対象となります。
		海外旅行中の偶然な事故により日常生活に起因する事故、または住宅*5の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の財物*6に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 *5 住宅とは？ 保険の対象となる方の留學生または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 *6レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。)*7、居住施設(館内内の動産を含みます。)*8に与えた損害*7を含みます。 *7居住施設の損害については、対象が部屋が部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 館内の場合 館内に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限り、 ①火災、爆発、破壊により館内に与えた損害 ②漏水、放水またはあられ水による水濡れにより館内に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 館屋以外の場合 火災、爆発、破壊および漏水、放水またはあられ水による水濡れによる損害。		損害賠償金の額 ※1回の事故について、留學生賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しては保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。 ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。	たとえば、 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象*9 ②放射線照射、放射能汚染 ③ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④職務旅行またはアルバイト業務に関する賠償責任(仕事上の賠償責任) ⑤航空機、船舶*10、車両*10、銃器(空気銃を除きます。)*3の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥受託品に関する賠償責任(*6で定める物はお支払いの対象になります) *7 賠償額*11に対する賠償責任 *8 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為は保険金お支払いの対象となります。 *9 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象 ②放射線照射、放射能汚染 ③ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④職務旅行またはアルバイト業務に関する賠償責任(*6で定める物はお支払いの対象となります) *10 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象 *11 6親等内の血族、配偶者*12または3親等内の姻族をいいます。 *12 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の事実を備える状態にある方を含みます。(以下の条件すべてを満たすことが書面等により確認できる場合)に限ります。婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*13を有すること ②婚姻により夫婦同様の共同生活を遂行すること ③ 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
他人の財物等に損害を与えて	留學生賠償責任保険金	海外旅行中に発病した歯科疾病*1を直接の原因として、保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の待機期間を経過した日の翌日の午前3時から後に歯科治療を開始した場合。 *1 歯科疾病*2が1行の歯科疾病に対する治療のうち、予防治療(検診、歯石除去等)および矯正治療(歯ならびや噛み合わせを、きれいな歯ならびによる(歯科治療等)を除いた治療で、かつ、社会通念上妥当な治療をいいます。 *2 日本国外においては、被保険者が診察、歯科治療または診断を受けた地および時に応じている歯科医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が歯科医師である場合は、被保険者以外の歯科医師をいいます。		●歯科治療費用の範囲 歯科治療のために負担した下記①～④の費用で社会通念上妥当な金額に保険証券記載の総割合を乗じた額を支払います。(歯科治療を開始した日からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。) ※同一保険年度内の疾病に対して、歯科治療費用保険金額が限度となります。 ①歯科医師の診察費、処置費および手術費 ②歯科医師の診察または処置による薬剤費、治療材料費、および医療器具使用料 ③X線検査費、諸検査費および手術室費 ④歯科治療費用保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用 ※ただし、歯科治療を伴わない検査、その他当社が歯科治療費用保険金の支払対象とはならないと指定した保険証券記載の歯科治療に対しては、歯科治療費用保険金を支払いません。 ※保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。歯科医師の診断書および領収証等の証明書類を必ずお持ち帰りください。	たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ・保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんかや自衛行為、犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象 ・放射線照射、放射能汚染 ・保険の対象となる方の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。 (ただし、歯科治療を目的として歯科医師が用いた場合は、お支払いの対象となります。) ・海外旅行開始前に発病した歯科疾病 ・保険期間の初日から待機期間中に歯科治療を開始した歯科疾病 ・歯科疾病に対する治療のうち、予防治療、矯正治療 ・戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為は保険金お支払いの対象となります。
		歯科治療費用担保特約			
歯の治療について					

ご契約に関するご注意点

◆**学研災の関係について**: 事故が発生した場合、学研災(学生教育研究災害傷害保険の略称)は、現行通り、帰国後在籍大学を通じての事故報告となりますので、ご自身でご報告をお願い致します。なお、傷害事故については、一定期間ごとに、**在籍大学の学研災窓口へ事故情報をご提供します**ので、ご了承願います。

◆**渡航先での運動**: 次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・ 渡航先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)
- ・ 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・ 渡航先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
- ・ 渡航先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

◆**渡航先でのお仕事**: 次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・ 旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合

◆**留学先から保険加入を求められている場合について**: 留学先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額(保険金額)に一定の基準を設けていることがあり、弊社の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合があります。お客様ご自身で基準をご確認頂いたうえで、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

◆**付保証明書について**: 被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。

◆**補償の重複に関するご注意**:

・賠償責任危険担保特約、治療・救済費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討下さい。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

◆**海外における契約内容変更手続きについて**:

【延長】保険期間の延長は満期(終期日)前までに必ずお手続きください。海外滞在中に保険期間の延長等の契約内容変更が必要となった場合は、日本にいらっしゃるご家族、ご友人等に代理人となっていただきご契約の代理店または弊社に延長の手続きをお申し出ください。

ただし、保険金支払状況・告知内容により、ご契約の延長ができない場合がありますので、予めご了承ください。

※保険期間が2年を超える場合、延長の契約内容変更手続きはできません。

お支払いいただく保険料の算出方法

追加保険料＝延長後の保険期間に対応する適用保険料－現存契約の保険期間に対応する適用保険料

【解約】保険期間中に予定を変更し早めにご帰国する場合はご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

充実した留学となりますように、
お気をつけてお出かけください。



◆**保険金請求に関する個人情報の提供について**

弊社は、保険の対象となる方が本保険の保険金請求をした際、保険金請求書に記載された個人情報を①大学に対して、大学が行う学生サービスや事務管理のために、また②契約者である(公財)日本国際教育支援協会に対して、同協会が行う大学からの照会対応や安全啓発・制度普及活動のために提供いたします。この取扱いに同意しない場合には、個別にご相談ください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。

<引受保険会社> 東京海上日動火災保険㈱(幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 損害保険ジャパン日本興亜㈱ 三井住友海上火災保険㈱

学研災付帯海外留学保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍し、賛助会員大学に認められた留学に参加する学生を被保険者とする海外旅行保険のペットネームです。

お問い合わせ先(取扱代理店)

T・S・A (有限会社石間企画事務所)
〒160-0022
東京都新宿区新宿1-16-10-501C
TEL 03-6826-8517
FAX 03-5362-2632
受付時間: 午前9時15分～午後5時00分(平日のみ)

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
愛知公務金融部
〒406-8541
愛知県名古屋市中央区丸の内2-20-19
名古屋東京海上日動ビル
TEL 0120-188-000
FAX 052-201-2043
受付時間: 午前9時～午後5時(平日のみ)